

|| 越谷風土記第三章 ||

産社祭祀帳（第二部 近代編）

産社祭礼帳 第二部

近代編

本間清利

一 はじめ

農機具の発達、肥料の普及、品種の改良などによつて農業生産力が高まるにつれ、商品の流通が全国的に活潑になり、自給体制を基盤とした幕府権力の構造は根底からゆるさぶられていった。この封建体制の危機的状態に対処して幕府は、徳川吉宗の享保の改革、松平定信の寛政改革、水野忠邦の天保改革と幾度か農業単位の政策を維持する為の激しい改革を強行したが、それは時代の進展に即応したものでなく、封建体制を存続しようとする反動的政策であり、農業生産地代の收奪を中心とした検査令に象徴されるように、商品経済の発展に対する適切な認識に欠けていた事にその改革の限界があり、残念なる改革の効果も更に持続することなく徳川政権は愈々危機的段階に追い込まれていった。これが決定的となるのは外国船渡來にによる開国通商の強迫によつて遂に鎖国が破られた時であり、それより日本は古歴史の一環に組込まれ

れて經濟的にも政治的にも、徳川二百五十年の封建体制は終底に崩壊する必然性にあつた。いくつも廢帝三年（一八六〇）へハ六と、徳川十五代將軍慶喜の大政奉還、ついで明治五年（一八七二）の廢藩置縣によって事實上徳川封建体制は崩れ、中央集権化による近代国家が実現されていくとともに、これにともなう資本主義的政策が徐々に推進されていった。このようにきわめて重大な場機にあつて一般の人々は、どのようにこの事態に対処し、何のような生活をしていたであろうか？これは大衆興味深いことであるが、産社祭礼帳第一部に引続き祭礼帳の記録によつて越谷周辺の農民の生活を見ていたたい。

二 近代編

嘉永六年（一八五三）の夏、多分村社の神樂殿でであろう。去る嘉永三年に修繕が竣工されたので

引続いて神樂殿用の水引出幕を註文していた処漬く塗上ったので毎年秋、これを使って秋祭を執行しようとした。ところが祭礼停止の御諭が出たので十一月六日に祭を延期し、新造した水引出幕を初めて使つたところ殊の外華麗であつたと祭礼帳の扇頭に記されている。年毎の年貢を納め、助弼等の課役を勤めるかたわら、村入こそつて乏しい家計のなかから自発的に募金して村社の神樂殿を修造しその出幕を揃えた。自分達の手で、自分達の心の運をより華麗なものになしたいと意願し彼等なりに精一杯の努力をして成就させたものであろう。さればささやかなものには違いなかつたであります。それが彼等にとつては、かけが元のない大きな喜びであったはずである。この年は夏から日照り過ぎ田畠の灌漑には並々ならぬ難儀でしたが、その苦勞が実を結んでの豊作となり、それだけにその喜びを早速豊年祭の喜びとして祝うことになりました。しかし多分外國船渡來の騒ぎによるものであろう。第何より吉社の祭礼や修理勧請等の執行禁止の命令が出た。村人は止むを得ず、その禁止の解除をまつて十一月六日に行つたが、新居になると十二月の初旬か中旬頃にあたり既に、冬の

季節に入ろうとしており、村人はこの日をどんなに待ち遠しいものに感じたことであろう。

さてこの嘉永六年と云う年は、日本の歴史を大きく変えて、いつた一つの転機といらるべき大事件であつた。即ち六月三日、アメリカ東印度艦隊司令官ヤワーが正式に遣日公使として軍艦西隻を率いて浦賀に来航し、條約締結を勧告した大統領書簡を幕府に手渡した。

この間の事情は記録帳に（以下特に断らない限り祭礼帳記事による）

「五月下旬より國船渡來リ可申ニ付而も通行多ニ相成候、他行者不登様ト御触有之候。六月十二日よりろうが彼等にとつては、かけが元のない大きな喜びであったはずである。この年は夏から日照り過ぎ田畠の灌漑には並々ならぬ難儀でしたが、その苦勞が実を結んでの豊作となり、それだけにその喜びを早速豊年祭の喜びとして祝うことになりました。しかし多分外國船渡來の騒ぎによるものであろう。第何より吉社の祭礼や修理勧請等の執行禁止の命令が出た。村人は止むを得ず、その禁

止の解除をまつて十一月六日に行つたが、新居になると十二月の初旬か中旬頃にあたり既に、冬の季節に入ろうとしており、村人はこの日をどんなに待ち遠しいものに感じたことであろう。

さてこの嘉永六年と云う年は、日本の歴史を大きく変えて、いつた一つの転機といらるべき大事件であつた。即ち六月三日、アメリカ東印度艦隊司令官ヤワーが正式に遣日公使として軍艦西隻を率いて浦賀に来航し、條約締結を勧告した大統領書簡を幕府に手渡した。

この間の事情は記録帳に（以下特に断らない限り祭礼帳記事による）

「五月下旬より國船渡來リ可申ニ付而も通行多ニ相成候、他行者不登様ト御触有之候。六月十二日よりろうが彼等にとつては、かけが元のない大きな喜びであったはずである。この年は夏から日照り過ぎ田畠の灌漑には並々ならぬ難儀でしたが、その苦勞が実を結んでの豊作となり、それだけにその喜びを早速豊年祭の喜びとして祝うことになりました。しかし多分外國船渡來の騒ぎによるものであろう。第何より吉社の祭礼や修理勧請等の執行禁止の命令が出た。村人は止むを得ず、その禁

前後は海岸防衛の為諸大名が多数動員され道中の通行は大混雑だったらしい。それにともなつて則彌課役が多分にあつたことであらう。さらに同年九月廿六日江戸海岸に船を積んでいる諸大名に江戸藩防衛の為に呂川台場の築造を命じたが、この大堤に使ひ土表を江戸近郊の農村より調達した。

「九月廿四日・呂川沖新規御台場取立ニ相用土俵多分御入用ニ村高百石ニ付候依付百俵鬼御興上ヶ相成御惣代江戸浅草今戸浦迄上納仕・代鐵載紀申候」初輪越巻村も之に應じて土俵を様出したが、これを船に積んで浅草の今度まで運びその代金を受取つたと云う。翌嘉永二年（安政元年）八月（同）一月十六日ペリロ軍艦七隻を率いて、再び神奈川沖に來泊・條約調和正規に迫つた。

時の老中 阿部正弘は三月三日 やむなくやり一との間に日本和親條約を締結調印・大田橋第二港を布施した。焼いて瞬、英・蘭とも同じく和親條約を締び、ここに徳川の鎖国政策は完全に破綻した。

「当賀正月中國後、亞里利加船伊豆大島表江相見
本候よし之處當節在 上總勝浦近江立廻り候よし
に付、諸大名様方御場所江相若夫ニ御緊中方夫入

足等多數通行有之候 所々江出場等出来候よし
ペリーの軍艦が上総の勝浦近江周航したのは和親條約締結を強迫して、東京湾の測量をする為であつたのである。

「の為、各大名はそれぞれ海岸防衛のため各揚上を割当てられた、例えば岩瀬善口應地領分である上總勝浦より知日村十六ヶ所の面を受持とされこの間に台場を造り（新井家記録帳）大砲等を備えた。こうした風をあげての騒動により、その年の夏区々事變などに歎息せ反応を示す。米相場は嘉永六年冬 金走兩につきヒ斗五升より六升位だつたものか、その年の暮には大斗走升位に高騰した。殊々外賈義義ニ有之候」とあり、村人もただごとでない日本の情勢を察知していた事であろう。雀社社祭私儀は翌安政二年より安政五年迄の記事はのせていない。只註目されるべきことは、この頃より漁業百姓が昌立つて多くなってきてることである。

安政二年

次郎右衛門

次左衛門

条
貢

跡

清
吉

竹
誠

跡

平
太
郎

な
み

跡

漬
連

安政五年

二郎吉

選次郎

安政六年

六郎右衛門

安政七年

くの

万延二年

勝太郎跡

嘉永二年

常二郎跡取建

明治二年

二郎吉跡取建

明治四年

赤平跡

明治五年

太郎衛門跡

明治五年

六郎左衛門跡取建

明治五年

元に太衛門満地ニ相成居

明治五年

中村清藏

明治五年

齊藤倉之助

明治五年

鶴村よし

明治五年

此節既建

阿津沢文太郎

この慣れ百姓についての研究を進めているわけで
はないので、ここで廻断することは出来ないが先
ず考えられることは用水開渠や入会關係等の自
治行政に参加出来る百姓とは年貢を納め勘定など
の義務を負めるものであり、その為には土地の所
有を正式に役所へ登録しておかなければならぬ。
はその村の共同体を維持し秩序を守つていく上に
正規の村人の数を定め百姓株制として固定さし
にかけて何故集落的に漏れ百姓が増えていくのかを

てあったのかも知れない。廻が震度なる災害や病
気等で生活に困り、登録してある先祖伝來の田畠
を賣入して流したりしてついにその全部を手離し
た場合は当然百姓株も失つてことになる。

手離された田畠が同じ村人の手にある時は百姓
株もその村人の手に渡つて問題も少ないが、多く
は他町村の者人や地主から金を借りる場合が多い。
そして質流した土地をそのまま百姓株をもたない
小作人として以前のとおり耕作を續けたり、労働
者として雇札耕作をしたりして、何とか村の中で
の生活を維持していくか、或は土地を離れて都會
の労働者として退転していく。こうした事態が村
の中で進行していくは共同体的村落は盛に立ちゆ
かなくなるであろう。故に村人は何等かの方法で
例えば二、三男の分家創設といつた形で土地を買
い戻し、百姓株の買戻しともなる。村の樹成入員
を減らさないよう取立て、いく。これが例えば、
常二郎跡取建てといった記事ではいかろうか。又
桑藏跡、勝太郎跡というのはあるいは戸主相続の
場合も考えられるが百姓株の変動を「跡式」とい
う。これも跡式取立とみたい。廻で幕末から明治
にかけて何故集落的に漏れ百姓が増えていくのかを

種々な角度から検討する必要があり、一概に理由
づけることは困難であるが、一つには幕府の行政
的矯正が幕藩体制の危機的様相から放漫になつて
いったこと、例えば風水害などの災害に際して諸
大名を動員した御教習講が行き渡らず、災害に直
面した村人は救済扶助の手が差しのべられないま
まその生活は直接破壊され、生きていく為に土地
を捨てし都市へ流入していくものもあつたであろ
うし、或は商品経済が既に農村のすみずみ迄滲透
していたことから諸外国との通商貿易による物貨
高騰の影響をうけて生活困窮におちいり、遂には
士地を手離したものも多かつたであらう。当時の
農業志士はこの物価高を攘夷の理由にして民衆に
喧伝していた。こうした渾れ百姓の原因や実態を
明らかにすることは、当時の社会状態を知る上に
於いてはきわめて重要なものと思われるが、何れ
調査を廻めて発表できる機會もあると思われるの
で察札帳を先へ追めたい。

安政五年（一八五八年）七月十三代將軍家定歿し
大老井伊直弼などの強引な決定で紀州より徳川慶
福を將軍に迎え家茂と改名、「公方様薨御同十二月
朔日御宣下 紀州様より入御 御年春四才ト云フ

同六月頃より九月迄不思議成病流行頃付テ一昼夜
寝死ス東海道筋子御府内石格別入署ク死ス」とあ
れる。この流行病日外入より伝染したコレラ病とい
われる。この年は水害による凶作で村人の困窮が
ひどく、翌七年の種土社例祭の供物は一軒につき
米五合、通用錢銀五拾文を集め一軒一人の出席で
軽く参行をしたと云うが、これは七月廿五日に大
裏風雨があり、備前興が決溝 上毛賀村の轄ヶ瀬
井が押流され濁流が綾瀬川へ流失、このため綾
瀬川周辺の田畠一町に冠水して収穫が少なかつた
のである。及び越巻村では沿田も本田畠と同様検査の
対象からは外され、年貢としての金納（畠の場合
あつた為被書をうけた沿田も本田畠と同様検査の
口金でおさめている）は定期（前何ヶ年かの平均
收穫量による年齢查定額）通り納めることになり
三拾両余りかかったと云う。その上御教習講もな
く村人の中には他町村へのお助け藁に出かけた者
もいたという悲惨な状態であつた。翌々万延二年
も安政大年の水難がたたつているのか穀物相場日々
増々高値になり、米は三斗四升五升、大豆五斗、
小豆一斗七升位となり、その他の物価も、更に

高麗を統けていると祭礼帳の記事は嘆いこいる。この期間に幕府独裁制の復活をはかり、かの安政の大獄と書われる反幕府的諸勢力を弾圧した伊太老が桜田門外で暗殺されるという騒ぎがあり尊王だ攘夷だと世情騒然たる状況にあつたが村人は又毎日の生活を維持し、生産に精励していくだけで繕一杯であつたであろう。

万延二年、年号は又文久と改まり、その年十一月、西南旗幕に准拠確立され、その存在がすでに無視出来ない程強固になつていた朝廷と手を結んで公武合体政策を進め、内外の危機を、のりまろうとした久世・安藤政権は孝明天皇の御妹和富を將軍家茂に嫁させることに成功、和富様を江戸城に迎えた。「十一月中上様御台様京都より御入・和富と署・中仙道箭下向、当最寄板橋上宿へ加助郷被仰付候」中仙道を江戸に下つた。この和宮の行列は大変に大規模なもので行列の人数等や荷物の運送確立に勤労された助捕人馬は、数えきれない程の数と言われ、越後地区でも板橋・宿加助郷として多くの入馬が將り出され、又夜具等や食器類の宿泊用具も夥しく微用されて、これを板橋宿元選んでいる。(大沢鈴木家記録帳)

こうして公武合体政策を押し進める幕府に反駁した浪士によつて老中安藤信正は文久二年一月坂下門外で刺された。次いで小笠原長行・井上直など幕府顧察によつて政治や軍事面での文久改革が始り参勵支脳制の緩和・旗本を主体とした近代的歩兵組の編成などが推進される。

「去る戌年諸色高直御公儀御慶草ト相囁ヘ議家長御国沿等始り、海道筋御通行、河運之道中少卿伝馬要分ニ相俟候」

これは参勵支脳の緩和により江戸既より國元へ帰る大名が多くなり、これにともなつて道中の通行が増大し伝馬舗立勅が多分になつたということである。一年おいて、元治元年三月には水戸藩家老武田耕雲齋や藤田小由朗が筑波山で導兵「天狗党」と称し、日光山に向つたが阻止されて、松木や守衛宿周辺の町々に入り、御用金微改の名目で私利を儲けていた。四月の中旬になつて日光警衛の隕村役人が日光道を通行。六月上旬天狗党追討として若狭守田沼玄蕃頭が派遣され、大砲・鉄砲・陣斧始め日光道は夥しい荷物の絶交であつたといふが田沼玄蕃頭は又伊豆神社に戰勝勝利祈願をしたとも伝えられる。

同月十一月、住勢を了えて直討軍は再び日光道を江戸に戻ったが、その往還の物々しい武装策略の伝馬継立は「御伝馬前代稀成御継立」とあるようだ、越ヶ谷周辺の村人は驚異なる大事件と見たことであろう。

この年は又京都市新選組による池田屋騒動や、横山の衆といわれる長州藩と会津・福島・新潟との「下関攻撃」更には幕府の第一回長州征伐など、と幕末の風雲は意をつけるといったところであるが村人も助郷勤などに宿場に出た折、こうした情勢を感する程度は感る程度知ることが出来たであろう。「長州騒動ト申 毛利様江戸御座敷不承破却右一件未タ不定」ついで元治二年は慶応と改められた。

この年四月に執行された日光御法会参列者公用兵馬継立には御定賃鐵と倍五分唐の勘定で支払いついたとあるが、正徳二年(一七一二)新井白石によつて定められた道中人馬通行の規則に公定賃鐵が設けられ、これを元賃といつて以後の人馬賃鐵の標準とされたが、物価の値上がりなどで貨幣面価が下落するに応じ人馬賃鐵も値上げされるがそれは元賃の何倍増というように呼ばれたものである。こうした伝馬關係は後の機会に書くつもり

であるので詳しいことは割愛する。さてこのどこ万連年にわたつて気候不順の冷気がたたつて運作となり、米相場は兩に壹斗七升八升位まで騰った。その他「荷昂に不限高直ニ相俟候」とあり、「上様去田六月オ御進發ト鳴ハヒ方話、長州毛利様一件来る不疑」と數年前の異状な天候や内外の異様な世情に入々は少なからぬ不安と心細さを感じていたことであろう。さらに慶応二年になると米相場は一両に一斗を割つて九升五合位となり、翌慶応三年には七升八九合位の相場、これは慶応二年も不作で一反に村平均三俵位の収穫しかなく破兎(延兎ではなく)焼見によつて年貢高を査定してもらう(を頼つて三分五厘の引方にしてもらう程度であった。この年は、總川・葛村・郡の大麥な年であつたが「長州・薩州・信州・上野・大駿・駿河・神奈川其の外世田一統賃鐵事」といつた程度の認識しか農村の人々はもつていなかつたであろう。人々が駿府へ御廻止、夏冬秋造官庫銀州征伐往還大通行

天子様江戸近御下向東京府と御改、諸事御政道筋御一新ト御敵ニも相改候事」これは明治二年の記事である。遂に總川二百五十年にわたる封建支配の終焉は一般農民に何の感銘もあたえなかつたのであらうか。

村人は又御一新の改革に自分達の幸福希望を期待したであらうか。少なくとも祭礼帳の記事には之のどちらもそれを読みとられる記事は見当たらぬ。それは幕府を廃し新政府を樹立したことにより自分達が直接関与してはいなかつたということである。即ち自分達が弱い、勝ちとくなが無能では、だけに支配形態が變つてもそれは雲の上の出来事であると見たことであらう。幕末村人の新政府にかけた願望は農民を犠牲にする諸政策を押し進めた明治政府のもとに、険わしい道を歩まねばならなかつた。

さてこの年、各藩の封建所領を國に返還する取締奉還が行われ、全國は一派新政府の統轄に歸し、府藩県の地方政府区画に編成された。即ち既に沒收されていた幕府直轄地や旗本領は府県として区分され、領主權を返上した藩はそのまゝ藩の所轄として元の藩主が知事に任命された。

越々各地區の幕領、旗本領、寺社領は小曾禰と大曾禰に所屬され又西新井の一派や鈎上などの岩瀬藩領はやはり岩瀬藩の行政所屬とされた。又古河藩を標榜した神仏分離の政策を発布しているが、これは天皇制政治のイデオロギー工作で、長い間吉院を通して生活の面々まで落け込んだ佛教儀式に嗜着している民衆にこゝでは、この突然の神仏分離令は大震々混乱と戸迷いがあつた。さらにこれに便乗した神道崇教家などによつて魔仏疑惑という行きすぎた行為があり、照住寺窮奇が繰り出でて幕祭にも差支える混乱を一層深めている。

中新田産土社も「去己(明治二年)耳御一新御政ニ而神仏混雜御尋ニ付 当鎮守神生香山伊織と申方ヘ引渡し申候」とあり、産社を神主の香山伊織に引渡したと云うが、只祭祀業務を任せたといふことであらう。

五月頃より雨天続きで置作となり破免御候見を願い出て四分八厘方の引下げとなつた。勿論小曾禰に所屬する越前村はこの処置は新政府の小曾禰招事河瀬外衛によつてなされた。次いで明治三年も不作であつたが耳賣は定期通の上納を命ぜら

れ、門檻があつたと村人は嘆いている。そして「身元之者報恩清法金積立有り、瑞便近年ニ相違も無之・東武江苗字御免・御政道改而極リモ遠ニ」とは、身元よろしい者は新政府の御恩に報いるため金錢積立をやつてゐるが我々は近年に相違らず苦しい生活だ。我々庶民えむ苗字を与えられたが、新しい御政道になつたことはいえ、ちつとも賣つてはいないではないかといふ皮肉な解釈もありたつて文面である。事実この時点では貢租の減納などを理由に百姓一様が各地に逃亡してゐる。維新の改革に希望をよせて、官軍に協力を惜しまなかつた庶民も多かつた筈であるが、新政府の本意は決して庶民の願望している性質のものではなかつた。この年は、明治十年以降はげしくなる自由民權運動弾圧の経過を見れば判明する事柄であるが、こうした事柄に深く立入るのが本稿の趣旨ではないで草に素描に止めることにする。

さて、明治四年は新政府にとつて重要な課題が決行された年であつた。七月十六日「藩廃シ県ヲ被置候事」との廢藩置県が一挙に断行された。名古屋の移転を予測して一万人の越後土の兵を備えての廻署であつたが何等の抵抗もなく平穡裡に手續

は終了した。廢藩の県はその時二六一とあつたので從來の府県を并せると實に三府三〇二県の数になつたが同年の十一月迄に順次整理統合され三府七十二県にされた。この事は極めて重大な政策であつた。古来より鄭族階級によつてさらには鎌倉幕府以後武士階級と云つた支配者層によつて領有されていた土地、領主と百姓と云つた二重の所有形態であつたものが、この政策によつて領主の土地所有の権利が取り除かれ、農民や商人の一定程度を所有にされる垦穀が開かれた事であり、これが政治史的にみれば同内統一の完成と中央集権体制の確立を意味するものであつた。これに引続いて從來の賃物納入の年貢を金納にかえて行つたのが「御年貢御石代納に相成、米五石ニ付永田貢八百四十五文ミ御支切ニテ納候」とあるのがそれでである。しかし今迄封建領主に納めていた年貢はそのまま中央政府の租税として徵收されたから農民にとつては累復的以前と幾りない改善と想われたし、金納制度によつて現金を金銭に換える事は齒入の無い叩きにあつて、かえつて不利益を蒙る恐れさえあつた。又廢藩置県に依つて行政区画が再編成され「十一月中ヨリ県崎玉県と改ル。尚

正月迄ち御朝浦和宿勅メ」とあるように越谷地区は埼玉県の所轄となり、県方が浦和宿に置かれたのはこの為決定されたものである。次いで翌五年は明治政府に依つて、さらに日本の近代化政策を押し進める為の諸改革が強引に実施されていった。

即ち、一月には士農工商及び元。非人の身分を廃し、新たに皇族、華族、士族、平民の四階級を定めた。二月には土地、売買の自由を許し、四月は名主、年寄と云つた村役への呼称を廃して、戸長副戸長の制度を制定、七月には農民の所有地に対する地券を交付。八月学制発布、十一月全国徵兵令の詔が出され、十二月賜爵を採用、十二月三日を明治六年一月一日にするなど改革は多方面にわたつた。終礼帳には「明治王申十二月改曆ナル」。

陽曆ト署スを申十二月三日ヲ以テ一月一日ト定ム依而明治六年二月廿六日ニ産社祭礼日と定められの年より陽曆二月廿六日が産社祭礼日と定められて今日に至つている。ところで幕末以来不順勝ちだつた天候で不作続きであつたこの地方は明治五年、同六年と漸く豊作に恵まれ収納は一反当り五年、同六年が西俵半、六年度が五俵あたりだつたという。米相場は五年度に金一両又二斗位、六年度は一斗

三升三合程度であつたというが、村人は「何事も近來に御善りもなき」と軽く受流しているのは農民の生活をかえていく新政府の諸改革がまだ越谷在の農村には実感として受けとる迄には至つていなかつたのであろうか。明治十年になつて祭礼帳は初めて事の重大性に気付いたようである。

それは特に明治六年七月に布告された地租改正令の実施にあたつて認識されたようである。

「去る七年(明治十一年)初年ハ平年御差額開花も甘々ニ進ミ行キ去三月下旬より地租改正十字種入は御官直検査心相済ミ又ハ等級村々相談改メ等米糞村などハ小村ニ付ヒ田等級甲三等甲四等、乙三等乙四等」というのがそれである。

明治四年廢藩置県断行後農民からの対地主地租收奪を主とした旧来の租税体系を全面的に廢して商品經濟の發展を前提とした税法改革を行うことが新政府としては先決問題であつたが物品税その他の地租收入を確保することは、この時点では不可能であり国家財政の見地から旧剪租を急遽に撤廃するところは期待出来ない事情であつた。然し田畠耕作を解禁したり、地租永代売買解禁を布告したり一概地所に地券を交付して私有土地所

看権を前提とした信託制度を樹立する諸法令を布告するなど、一連の農業制度の改革を行つて来たことは、從来よりの領主的農民收奪の方法では、もはや商品經濟の發展に対する出来事で、全國的にその方法が困難に直面していたことによる、従つて幾多の曲折をへながらついに地租改正法令が公布されることにはなるが、それは先ず慶應の「地價調査」を実施し地価の何れ一セントかの定率による金額地租を毎年徵收するということであつた。そして請求は諸岳税などの増税でおいかへ地租を再下げていくといふこと(構想)であつたが、政府は二の地租改正実施に当たり、ますなによりも國家財政の安定をはかる必要に迫られ、「向來の歳入を減せば安定期をはかる」とした為、當座は農民の負担に大きく變化するを得ず、地価の3%の税率とした。

しかし、これは依然として農民が剥削地主と同様の重い負担を継承することを意味した。その上地券の交付によつて從來の總田は凡て抽出され、所有者の不明確な入合地も官收される結果となつた。こうした苛酷な改革に抵抗して明治九年三重愛知を初め全國的な農民一揆が激發し、なお甚大していく形勢に驚いた政府は翌十一年一月、地租を

五星減税をするなど大幅な讓歩をさざるを得なかつた。「槍でどんとつき出すニテ五星」という言葉はこの時のことをうたつたものである。

なお、地租改正は明治十三年に迄を完了した越谷地区は埼玉県令白根多介によつて前記通り明治十年に地租改正が行われたものである。この年は維新の元勲西郷隆盛による「西南の役」がぼつぱつとしているが、下級武士の没落を促す明治政府の政策に反対する不平士族の数々の武力反対はこの「西南の役」鎮圧によつて一応終止符が打たれ、これよりは自由民權運動が全國的に広まつて明治政府に対決していく。殊念なことに祭礼帳はこの間の記録を空白にしている。筆者が代つてこれに少しく取れておく必要があろう。西南戰役後政府の尊制政治を攻撃する方法は、これまでの武力反乱という形態から脱却して、言論によつて民衆を組織化する方向に大きく転換した。そして初めは政府の專制と民謡抑壓を批判し、徵兵令、財制、税制などの諸政策における政府の大政についていたが、地租減免、民生安定、条约改正などの國民的要請を結果、ついに立憲政体の樹立を中心的な綱領として活潑な運動が展開される。先ず、

明治十年各地に民権政治結社が組織されるが、翌十一年これらは愛國社に結集され、国会開設の運動が展開される。こうした政治結社の発展が明治十五年頃には自由党の結成となり、改進党や立憲政黨の結成となつて政治活動の舞台が展開される。しかし民衆を基盤とした強力な政治組織に盲つた極度に恐れた政府は、結社の分裂と弾圧をもつてこれに駆み、それが成功、育成途上の政治結社は何れも解散或は冒険の状態にされていくのがその為全国的に民衆を組織して政府に対する強力な結社をつくるまでは遂に至らなかつた。こうした組織の弱体から加治山事件、福島事件、秋父事件、岐阜事件、大阪事件といつた事件の專制に反対した一連の暴發的暴力事件として、その何れもが直ちに官憲によつて鎮壓されることになる。こののような経過を辿りながら明治廿二年二月、明治憲法が発布され、國会が開設される運びとなるが政府首脳の憲法制定に至る面の波瀾曲折はさておき民衆の自由民権に対する特筆あるべき事柄であつた。

ここで再び祭礼帳に戻ろう。

明治十四年度より參議大蔵卿に就任した松方正義は財政危機の裏返しに束り出し緊急財政を强行するいわゆる「松方テフレ政策」をとつた。テフレ政策の影響は米価の著しい低落と各種の税負担が重なつて庶民を特に圧迫した。「日々穀類下落ニ至て米価廉昂につき上米貿斗ヒハ升銀、其ニ因て荷品も下荷相成基ニ入民被病苦に至リ公民眞良政を行ひ而テ全国泰平也」これは明治十七年の記事の部分であり、松方財政によつて引き起された農村の疲弊状況を端的に物語つてゐると共に入々が政府の良政を切望しており、民權運動が組織化され得る充分な条件が備わつていた筈である。

しかし政府の民衆に対する教育宣伝は、すでに政府の專制に反対した一連の暴發的暴力事件として、その何れもが直ちに官憲によつて鎮壓府のイデオロギーに大きく規正されていた。

「板金古の如き明花日に遊ミ公國誠ニ美政至テ眞路本邦して中仙道江鐵路を同氣車通商便利なり」と同じ年の記事にあり、政府の良政を切望している反面、開拓の政策を詛歎している。専にこの時、庶民人々の考え方や新聞の分岐点にあり、頭の切り合子に戸惑つていたこと、想われる。

「当郷内ニ於て吉藤、坂巻、島村其の外厚次西氏の如きは良々野番性にて古来の引承も改正も不致實に右衆家を全ク不磨村内輝る也に益なき入民なり」と新時代に頭忘出来まいことを殊更に卑下しているが、これは尤も又人情であろう。翌明治十八年は七月一日に当地方で大雨があり一面海のように水浸しになつたとある。越巻村では出羽堤堰に土袋を積み上げるのに村の男が總員出勤し、夜半焼き出しをしての懶惰な活動により洪水の難はかるうじて免れたものの入足賀が多分にかかつたという。勿論村費よりの負担であつたろう。この秋は中程の收穫であり、米相場は毛斗三升と令位より四升五合位であつたといふ。同年九月頃より地蔵宮へ風水害等の調査官であらうかの調査があり細切上と分三厘位の差出というがまた決定された訳ではないと記されている。翌十九年は冬寒く禿暑い頗謹な天候に恵まれて秋の收納も近年にない豊作であったが夏の頃、類似虎列拉が蔓延して農業や果物の出荷が禁止されなど農民は非常に困惑した。しかし幸い当地は信仰心の厚い坂氏神の加護によつて病難から免かれたし、玉穂堂饅に

恵まれた。そして「依頃は五歳迄に通ひ、二十近頃少々高直ネ夫ヲ児ルヨリ入、氣ハ日増ニ勇ミ善ニテ開化モ日々ニ進ミ行ク」とあり、米相場はやはり安いが手縫き物（加工業者）は少し高値であるを見て人々は日増しに喜び勇々開化の時世を體えているのも素朴な農民感情のあらわれであろう。この年産社組合入中村庄藏、島村角次郎民が基督教ニ歸向、よつて産社諸中より離脱した。このことは中新田諏訪にとつては大変な事件であつたろう。二百年にわたつて産社を中心とした精神的にも一つに結集されていたかに見えた諏落の中よりも最も結束に薄弱あるものと信じられていた基督教興信者が出るとは誰しもが予想出来なかつたであろう。それ程強固な共同体であつたように思われたが既に村落共同体は先に述べた通り内訌からくずれつゝあつたし、個人が自立する上に諏落の共同体を必要としない迄の農耕技術の発展もあり、こうした内外の諸条件が村内でもなり進行していくことは充分想像できる。しかし基督教を嚴禁していた總川麻村が廃れ、新政府が樹立されても信教

の自由は依然認められた。明治二年新政府は長崎浦上の基督教徒三千人を逮捕して驟宗を強要するなど依然禁教政策していたが、列国外交団の抗議もあり、明治六年二月、從来の禁教の高松にて「一般察知の事」であるからとして漸くその撤回を実行した。それから十数余りの歳月しか経過せず、基督教はやはり、一般の人々にとつて恐怖の宗教と信じられる。いる時点に基督教への転宗を決意した中野田、中村富士画氏の勇氣は相当なものであつたろう。なお疏京発表後の西氏は部落の团结を破つたといつて理由から村八分とはいかなくとも零らくは西氏の苦難は大きかつたものと想像される。

次いで明治二十一年全国消防組の連しにまき各消防団分団の演習式が举行されることになつたが折悪く二月廿六日の満社祭日と重なつたので組内の心配が大変だつたが、当日は前月迄の晴天が候かにくずれて曇天であつたので、消防式は延期になつた。これも「全く譲守ノ利益ト存スル」と書んでおり消防組に対する村入の積極的な考えを見せていい。しかし日延べとなつた点換式は同年の三月十五日に実施され、廿六時令の組々が隊伍を

期えて越ヶ谷に集合、司令官は越ヶ谷署長属越義透、指揮官は警察官で隊持巡査がこれに協力、村々の役人が隊伍の世話をりとして越ヶ谷通りを大巡回した。その日は大暴風で土砂が目に入り突に避難な母であつたと察礼帳は記載している。皮肉にも恰度その日に浦和宿で大火災があり、浦和の消防隊では直にあわす。東京の消防隊に応援を求めた所、汽車に機械を積みこんで出動、直ちに鎗火させたという。

この年行政改革の廃しによつて各村々は土地台帳や村寄役を廃し行政区画の再編成が行われた。越ヶ谷地区ではいたむ内、大田原、越ヶ谷中神明下田丁卯の大ヶ村が連合し、戸長巷名厚生二名、各村々よりの惣代三ヶ四名という役員構成で充足することになつて固もなくこれが新町村と決定された。当時は出羽村と称し、旧村々は大学の地名とされる。役員は戸長が村長と改められ、厚生が町役、絶代が常設委員と改名、新らたに村会議員制度が設けられた。翌二十二年は改めて修築中の皇居が落成・赤坂御皇居にいた天皇が本里居に移り、直ちに憲法發布の詔書を発した。

祝日は紀元節の二月十一日と定められ當日は盛大な祝典が催される。この祝典に際して三井銀行が東京市の祝賀費用として一万円を寄附し、三ツ舞は一町四方の奉祝会場に白扇子や白錦で船形の団をつくり奥中に帆柱を模造した様を題して社より引きめぐらした間に赤丸燈籠をさげ、それは見事な景觀であったとある。なお、酒は飲み放題であつたともいう。こうした二十一年の市原町村制の公布、同二十二年の憲法発布、さらに明治廿三年の府県制、郡制の制定、同年の教育勅諭の発布など一連の諸政策は天皇制支配の法的制度的、イデオロギー的な諸綱領は一應の完成を意味し、天皇制國家はここに轉制的体制から外見的ではあるが立憲民主制の体制に転換された極めて重大な時機にあたる。この年越谷周辺では九月十一日に大暴風があり、農作物は大きな被害をうけたが、これは全国的な風象であり、米価は急騰、九月十八日前後は一升六合八升七合八合の相場となり、庶民は塗炭の苦しみであったという。越谷地区での收穫は算の被害の比較的小なかった早稻で一石に五俵、中稻が四俵、晚稻は三俵より一石位であり、

小作米は其額の二割當大半がに分けて、それそれを用括書きをすることになつたといふ。次いで三四年は前記の隨り、教育勅諭施行の年であるが、明治政府は既に教育面で天皇制國家のイデオロギーを農村の隅々に迄浸透させることに成功していた。「抑々モ我朝は神國なり、我民は神民也、我々欽詔スル至至にナル皇帝は至尊ナル天照大神ヨリ連綿文ル正統神孫ニシ在ハ苟モ神州ノ民トナリ神國の興ヲ食スルモノ祖先以来、皇恩ヲ講ケ、神明の總德ニ浴セシヲ 默察シ 之ガ皇恩ヲ報ヒ、レガ神聖ヲ慶祝シ 一二天下安寧ヲ祝シ 一二村内の靜謐ヲ祈ル云云」

これは二十九年産社祭礼儀記事の序文の一節である。又本記の冒頭に「西暦スレハ去年九月十一日猛烈タル激震疾風一揆悉ク之が災禍ヲ蒙ラサルハナク四民塗炭之辛苦言語ノ零ス處ニ非ス、入心懾然タリ、辟テ十月十二日卯年之神典を父老ノ會議ヲ以テ之レヲ廢除スルコトニ決議シタリ云々」とあるように、二十三年度も全国的な風象による凶候にあつて庶民は塗炭の苦しみにあり、越谷村でも秋祭を停止する状態にありながら、明治六年

の学制発布以来一貫した皇國教育によつて「我朝ハ神國也・我民は神民也・我宇民ハ大ニ神徳ノ瀕偉ナルヲ知リ」と云つた非科学的な発想が何如何に根強く植え付けられていたものかを知ることが出来る。この年即ち明治廿三年の夏は全國的なコレラの蔓延があり、冬に入つて惡性感冒が流行したが幸い、越巻周辺ではこれらの感染者も出なかつたのは、蛭士社の守護すると云つてゐるが、この年の夏の水害はやはり免れることは出来なかつた。大雨による河川の氾濫で八月廿七日、古綾瀬川と流の忍中条、利根川が決溝、備前堤を二尺ばかりのり越えて下流一帯を押し流す水勢だったが東北本線の鉄路をかろうじて防止させられていた。ところが翌廿八日は更に繰けるような大雨が降り続き翌朝は古河川の潮流は矢の如く、いずがれの堤防もきわめて危険な状態になつて、越巻村民の西町野の荒川堤防御の応援に向つた大沢助堤が破壊したため四町等側は一応危機を脱したと想えたが、前村の虎後門の脇で綾瀬川が越ヶ谷登戸の人々が出動、各責任箇所を定めて水

時に尽力、しかし上沿堤防では既に潮流が溢れ、この潮流を堤防邊に防止しようと土俵を四十五俵も積み上げたが遂に決溝、更にこれを越巻村の丸之内組の魂並木の外堤で防ごうとしたがこれも失敗、ついで櫛並木内堤迄後退した。この為櫛並木の畠田は悉く水底に没した。越巻の人々はこの水を古綾瀬川へ落し水に没した福を挙げようとするが、左衛門組はこれを拒否、陥惡な対立となるが話し合いの結果丸之内耕地を犠牲にして古綾瀬川に落すことで双方が納得した。この時水直後出羽村助役南根守一郎氏が畠村家の前に水標を設置、遺して明治廿三年國年の水となそられた。これより堤防の補修や築堤を積極的に押し進めることになるが越巻組水防費は三百有余日にも達したといわれる。又この年の六月一日、第一回の国会議員選舉を土佐衛門選舉院で行い、廟票の結果は真中忠直、圓中進之助氏が當選に決定した。次席は野口繁、大島闘次、佐藤乾信の順位となつた。ところが、南高・北高西野代表国会議員圓中健之氏の突然の死去により九月十九日、補欠選舉が行われ、前回の次席者、野口繁氏が當選した。

かくして十二月三日全国三百名の議員は一堂に集められた第一回の国会が開かれたのである。翌廿四年は前年と異なり、春先より早り穀きて稻の植え付けに因難であつたが、その後順調な天候で一般に村へ残余の收穫という近宜稀に見る豊作であつたし、米相場も廿三年度と較らず一斗につき一斗二升与一斗四升五升という相場で越後周辺の農家は「農民一同一致シテ喜び程ハ限ナシ」、同様方福患イナシ」といつているようだ連年の苦難から一息入れることがでモ、たであらう。

しかるに他方、この年は愛知を中心とする近畿一帯に大地震があり、大被害があつたと云う。世に「震度六七」と云われ、震度六七に匹敵される震度であった。又同じ年の五月には日本國訪問中の露國皇太子が滋賀県大津において、巡査澤田三蔵に刺された不詳事件があり、滋賀県知事や警視長が責任を負つて免職になつた。

次いで、同年十月第二回帝国議会が開かれたがこの時提出された政府法案が國利民福を主張する議員の反対にあつた。特に海軍予算案、鉄道費改定などの議案が否決されて大幅に修正された寺

により十月廿五日、改めて開催された。開会式は徳にて勅選導が施行されたが、議事は議事録の送達運動は全國的に激烈を極め、終に宣示演説の盛の死去により、自由、国民党両院の競争をはずしてした。高知県やその他の佐賀県などでは運動員の衝突があり、大紛糾に發展して警察や憲兵隊の出動によって漸く鎮压されるという騒動があつたといふ。ついで翌明治廿五年度は「脱稻の出穂」に至りテハ不順氣打交リシ故カ、稻苗生ジ難先一回枯穢の如く、俗ニコロゲト稱シテ之が爲、田穂の期後レ、收穫ヒモ早稻は五俵ヨリ六俵セマテ、中稻に「脱稻ニ至リテハ田穂前後ヨリ五俵辛道位逆ナリ云々」とあり、表紙も天雨続きの爲か、寒入り少なく、半年の三升田分となり、廿四年の豐穰六比ヤれば天災な減收であつたといふ。

この冬は又ヒ十年來の寒氣といわれ、特に信越地方は雪の被害も大きく通信支那の韓國はもとり野生物や薬草の凍死が続出したと云う。その他出羽村後場の新築が終了して開行式を行つたのが一月十四日、日光街道の子供祭より

越ヶ谷町道の鉄道駅車が開通したのは一月七日。 であるがこれらは明治廿六年のことになる。

岩槻町へ架橋の電話が通話を始めたのが一月廿一日

おわりに

以上 嘉永六年より明治二十九年迄の越後國立における村人の生活の一端を産業祭札幌によつて想て来たが、折角の貴重な史料の加筆も未熟な筆者によりまるで無残とした読みにくくものにしてしまつた事を深くお詫び致したい。

幸い越谷市も早くの宿題であつた「府史編纂事業に着手する」となり、各編纂執筆の諸先生によつて、改めてこの祭札幌が生かされることを、皆様と共に期待してこの稿を一先ず了りたい。

昭和四十三年四月

越谷市郷土研究会 理事

本間清利

産社祭礼帳(第二部、近代編)正誤表

員	段	行	誤	正
14 7 7	1 7 6	3 2 2		
上下上	上上	下下下		
1 6 11	1 7 13	10 4 1		
認められた。 来る	兩藩との戦い、…下関 は或る程度知る	和島様を 場は反応を示す。米相 和島様を	入ろうとしており 大事件で 大事件が 反応を示す。米相場は、 反応を示す米相場は、	入ろうとしたときであり の部令に下記の古文字を入れ 統いて英仏米蘭四国連合 艦隊の
未だ 認めておらずハ一六。	兩藩との戦い、 の部令に下記の古文字を入れ 統いて英仏米蘭四国連合 艦隊の	和島を		